



平成19年台風9号の浸水区域(洞川・四日町地区)

雨ニモ負ケズ

狩野川中流域豪雨災害対策アクションプラン
洞川流域

今回は、洞川のアクションプランを紹介しします。洞川は南條の低山地より葦山時代劇場の前を流れ、松原

災害時に自分自身や家族を守るため、日ごろから災害に対する準備を行いましょ。防災情報を確認
災害時の情報収集として、パソコンや携帯電話から河川の水位・防災情報にアクセスできます。
県土木総合情報サイポスリーダー(パソコン)
<http://sipos.shizuoka.jp/>
(携帯電話)
<http://sipos.shizuoka2.jp/m/>
狩野川ライブカメラ
<http://mlt-numazu.go.jp/>

避難場所を確認
事前に避難場所を確認しましょう。不安や危険を感じたら、同報無線やニュース、インターネット等による防災情報を聞きながら、自主避難を行うことも大切です。なお、洪水避難地図(ハザードマップ)は、安全対策課や各支所の建設課窓口で配布、または市ホームページで公開中(本紙カレンダー裏・右ページを参照)です。参照ください。

四日町のポンプ増強
洞川は台風・豪雨等で内水(市街地にたまる水)が排水出来なくなったりときは、排水機場のポンプにより狩野川に強制排水しています。国土交通省では、近年の異常気象による浸水被害を軽減するため、ポンプの排水能力を現在の毎秒六立方から毎秒八立方

調整池の建設
集中豪雨等により大量の水が流出した際、雨水の一部を貯留し、流出を遅れさせるための貯水池を『調整池』と呼びます。現在、洞川の狩野川合流点では、調整池の建設が検討されています。さらに洞川上流域では、公共・公益施設を利用した流出抑制対策の検討も進めていきます。

方エに増強する工事をしていきます。

交通安全は家庭から

だいじょうぶ そんな気持ちが事故のもと
山口登也(大仁小)

交通安全標語コンクール優秀作品

ピースケ ピーコ

問合せ 安全対策課
電話 055 948 1412

(各年1月1日~6月30日)

期間	件数	死者	傷者
平成20年	178	0	243
平成19年	198	0	271

伊豆の国市内

歩行者の横断中の事故が多発しています。横断歩道やその付近では、速度を落とし、安全確認をしましょう。
(大仁警察署交通安全指導員)

道交法ここが変わった③

高齢運転者マークの表示義務化
75歳以上の人は、普通自動車を運転する場合に、『高齢運転者マーク』を表示しなければなりません。
行政処分1点、反則金4,000円または20,000円以下の罰金・科料
*70歳以上75歳未満のドライバーには罰則等はありませんが、高齢運転者マークの表示に努める義務があります。

聴覚障害者マークの表示義務化
すべての聴覚障害者が普通運転免許を取得できるようになり、一定の聴力に達しない聴覚障害者は、特定のワイドミラーの装着と『聴覚障害者マーク』を表示しなければなりません。
行政処分1点、反則金4,000円または20,000円以下の罰金・科料
*一定の聴力とは、「補聴器をつけて10mの距離で90デシベルの警告器の音が聞こえること」です。

いづれを運転していいませんか?
八月は、多くの観光客が伊豆を訪れるため、各地で長い時間渋滞が起こります。あなたは、行き先がよくわからず、に交差点付近などで方向指示器も出さずに止まっている車や、休憩でお店に入る車の列に対して、怒鳴ったり、クラクションを鳴らしたりしていませんか?
イライラするドライバーもいると思いますが、自分が見ず知らずの土地へ行ったときには、同じようになるかもしれない。観光地『伊豆』の住民として、時間に余裕を持って移動し、優しい気持ちでお客さんを迎えあげたいものですね。

運転は余裕と優しい気持ちを持って

6月1日からの改正道路交通法施行により、高齢運転者マークと聴覚障害者マークが表示義務化されました。

問合せ 大仁警察署交通課 電話 0558 76 0110

幅寄せ等の禁止
危険防止のためやむをえない場合を除き、『高齢運転者マーク』『聴覚障害者マーク』を表示した車に対して、幅寄せや割り込みをしてはいけません。
行政処分1点、反則金 大型7,000円、普通6,000円、二輪6,000円、小特5,000円) または50,000円以下の罰金
*初心者マーク、身体障害者マークを表示した車に対しても、同様に幅寄せ等は禁止されています。

巡回交通事故相談

県の相談員が交通事故に関するさまざまな相談に応じます(相談無料)。希望する人は事前に安全対策課までご予約ください。

とき 8月28日(木)
10:00~15:00

ところ 市役所大仁庁舎1階相談室

子どもたちの無事故祈って
(市内在住・交通指導員 鈴木さん/男性)
子どもたちの街頭指導をしている時のこと、信号が変わる直前に時速三十規制の交差点を時速五十で通り過ぎた車がありました。「あ、危ない!私、こんなとき笛が吹けたらなあと思いました。ドライバーのスピードの出しすぎは、大惨事に繋がりがねません。もし会社に遅れそうなら、少し早めに家を出てください。心にゆとりを持って安全確認をして走ってください。それが車という凶器に乗る者の責任です。」

子どもたちには、「おはよう」と声を掛けると、「おはようございます!」と、とても元気な明るい声が返ってきます。私は子どもたちが事故の無い毎日を通り越せることを心より祈っています。そしてその助けが出来ることを誇りに思い、今日も交差点に立って

ドライバーは子どもに注意して!

送りつけ商法

あなたも狙われるかも!悪質商法にご用心

頼んでもいないのに商品と請求書を送りつける手口を、送りつけ商法といいます(最近では力などが送られてくることも)。送りつけ商法についての問題は、代金を支払う必要はあるのか?商品はどうすればよいのか?という二点があります。については、「契約は申込と承諾をもって成立する」という原則に反して事業者が一方的に商品を送ってきたのだから契約は成立していません。したがって、代金を支払う必要はありません。

（文と絵） 司法書士 山田茂樹

という原則に反して事業者が一方的に商品を送ってきたのだから契約は成立していません。したがって、代金を支払う必要はありません。

商品を送る義務はありますか? 商品があくまで事業者の所有物なので、勝手に処分することはできません。しかしこれでは、いつまでも商品を保管していかねばならないということになります。そこで法律では、このような送りつけ商法に対し、送付があった日から十四日間(消費者から引き取りを請求した場合は七日間)経過後は、消費者が商品を処分してもよいと定められています。

問合せ 観光商工課 電話 055(948)1480